

安全性検査制度の見直しの進捗状況

- 農研機構が行う農業機械の安全性検査制度の見直しについては、令和3年12月の第5回農作業安全検討会で確認された「**新しい安全性検査制度の基本的枠組み**」に沿って、具体化に向けた検討を展開。

新しい安全性検査制度の基本的枠組みの進捗状況

1 検査手続きの簡素化等

検討項目		進捗状況
(1) 対象機種	乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機は順次、安全装備検査基準を個別に検討した上で実施。	<ul style="list-style-type: none">令和7年4月より新たな安全装備検査基準の運用を開始予定。対象機種は5種（乗用型トラクター、歩行型トラクター、田植機、コンバイン（自脱型）、乾燥機（穀物循環型））
	スピードプレーヤー（SS）については、別途分科会を立ち上げた上で必要な安全対策を検討。	<ul style="list-style-type: none">令和9～11年に、SSを新たな安全装備検査の対象とするよう、検討会において議論中。詳細は、スライド13で説明。
(2) 開始時期	乗用型トラクターの新基準の適用時期である令和7年4月と整合させることとし、その間は現行制度を継続する。	<ul style="list-style-type: none">左記の通り進行中。
(3) 書面審査	安全性検査の可否の判断を、 実機検査に代えて書面 で行う。（ただし、依頼者が実機検査を希望する場合はこれも認める）	<ul style="list-style-type: none">議論の中で、書面審査の全面適用は困難という結論。今後の方向性を議論済。詳細は、スライド14で説明。
	書類や申請手続きを 簡素化 する。	<ul style="list-style-type: none">書面審査の方向性と合わせて検討済。詳細は、スライド14で説明。
(4) 製品アセスメント	検査実績が十分ではない機種は、対象機種から一旦除外した上で、安全性能を評価及び公表する「製品アセスメント」を行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種への移行を進める。	<ul style="list-style-type: none">令和4～5年度に農水省の委託事業にて農用運搬車に係る安全性能評価基準の策定、供試機の評価を実施、公表済。令和6年度からは、農用高所作業機に係る同様の取組を実施。詳細は、スライド18で説明。